

議案第40号

鳥取県建設工事等の入札制度を定める手続に関する条例の設定について

次のとおり鳥取県建設工事等の入札制度を定める手続に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県建設工事等の入札制度を定める手続に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、建設工事等の入札制度に関する県の基本的な方針の策定、これに対する議会の承認その他建設工事等の入札制度の決定に係る手続に関し必要な事項を定めることにより、建設工事等の入札制度に関する透明性を確保し、かつ、その在り方について広く県民の合意を得る仕組みを構築し、もって建設工事等の入札の適正な執行に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「建設工事等」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに当該工事に係る測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントの業務で、県が行うものをいう。

（基本方針の策定）

第3条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）並びにこれに基づく政令及び省令（以下「地方自治法等」という。）の規定に基づき、建設工事等の入札制度に関し必要な事項を規則等により定めようとするときは、鳥取県建設工事等入札制度基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し、当該基本方針に基づき定めなければならない。

2 基本方針には、地方自治法等の規定に基づき知事が定めることとされる事項で、建設工事等の入札制度に係る基本的なものを定めるものとする。

（議会の承認）

第4条 知事は、前条第1項の規定に基づき基本方針を策定しようとするときは、その内容について、あらかじめ議会の承認を得なければならない。

（基本方針の変更）

第5条 基本方針の変更については、前2条の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 知事は、第3条第1項の規定にかかわらず、第4条の規定に基づく基本方針の議会の承認（以下単に「議会の承認」という。）が得られるまでの間は、この条例の施行の日前に知事が定めた建設工事等の入札制度に基づき、建設工事等の入札に関し必要な行為を行うことができる。

3 議会の承認が得られてから基本方針に基づく規則等の改正が行われるまでの間は、当該議会の承認が得られた日前に知事が定めた建設工事等の入札制度は、当該議会の承認が得られた基本方針に基づくものとみなす。

(この条例の失効)

4 この条例は、平成22年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。